

## WOTA BOX 保証書兼サービス約款

この保証書兼サービス約款（以下「本約款」といいます）は、WOTA株式会社（以下「当社」といいます）が販売する本商品及び付属品（第1条に定義します）の保証及びサービス内容について定めるものです。お客様に本商品が納入された時点で、本約款の内容に同意したものとみなします。

### 第1条（保証の対象）

本約款は、「WOTA BOX」本体（屋外シャワーキット及び消耗品は含まないものとし、以下「本商品」といいます）並びに本商品とセットで販売される屋外シャワーキット（以下「付属品」といいます）に適用されます。

本保証は、日本国内に所在し、日本国内で利用されている本商品及び付属品にのみ有効です。

### 第2条（保証期間）

1. 本商品の保証期間は、本商品が納入された日から1年間とします。
2. 付属品の保証期間は、次に定めるとおりとします。
  - (1) 給湯器：納入された日から1年間とします。
  - (2) 給湯器以外の付属品：納入された日から1年間かつ使用開始前の初期不良（例：テント布の破れ、不良部品等）のみを保証対象とします。

### 第3条（サービス内容）

当社は、保証期間中のお客様に対し、以下のサービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。ただし、本商品と付属品のサービス内容は異なるものとし、それぞれ以下の表に定めるとおりとします。

#### (1) 電話サポート

本商品の使用方法や不具合に関するお問い合わせに対して、専用コールセンターが

10:00-19:00の間、対応いたします。電話サポートは、原則として年中無休（365日）で対応しますが、例外として、災害の発生、電話・インターネット回線の不通、電力供給の停止、システム障害、暴動、公権力による命令・処分、法令・規則の制定改廃等の当社の責に帰さない事由が発生した場合には、当社は電話サポート業務を一時的に中断又は停止させていただく場合がございます。

#### (2) 自立運用講習

①災害時にお客様自身で本商品を組み立ててご使用いただくことを目的として、本商品の保証期間中にお客様からの希望があった場合又は当社が必要と判断した場合に、保証期間を通じて最大1回の自立運用講習（オンライン又

は現地での操作説明)を当社又は当社の指定する事業者が実施します。本講習は、お客様がお持ちの本商品を使用して実施するものとします。なお、お客様が上限回数を超えて当該講習を希望される場合は、別途有償での対応となります。

②お客様が本商品を同時に複数台購入した場合、原則として当該複数台を1台とみなし、操作説明の実施回数は保証期間を通じて最大1回までとさせていただきます。ただし、同時に購入した複数台が複数箇所に設置されている等の特別な事情がある場合は、別途ご相談に応じます。

③自立運用講習の実施日について、お客様が特定の日程を希望される場合は、原則として2か月前までに当社又はお買い上げの販売者にご連絡ください。ただし、2か月前までにご連絡をいただいたとしてもお客様のご希望に沿えない場合があること、及び当社が緊急で災害対応等を実施する場合などには事前に設定したスケジュールをご変更いただく場合があることを、お客様は予め承諾するものとします。

④現地で実施する場合の自立運用講習は、平時に本商品の設置場所において実施します。災害時など有事の際に、当社が本商品の使用場所において操作説明を行うことは本サービス内容には含まれていません。

### (3) ソフトウェアアップデート

①当社は、本商品の機能を維持・向上させるためのソフトウェアアップデートを必要に応じて行います。

②お客様は、前項に定めるソフトウェアアップデートを受けるために、以下の条件を全て満たす必要があります。

- ・本商品の電源が投入されていること。
- ・本商品がネットワーク接続が可能な環境に設置されていること。

### (4) 故障修理

取扱説明書等に従った正常な使用状態で自然故障（以下に定義します）が発生した場合、保証期間中、無償で修理（出張修理、部品交換を含む）を行います。

「自然故障」とは、通常の使用環境及び取扱説明書、商品本体に記載された注意事項に従った適切な使用方法において、(a)経年劣化や摩耗等の自然な原因によって発生した故障又は(b)設計上又は製造上の不具合が原因で発生した故障であり、かつ以下の①から③のいずれの項目にも該当しないものを指します。

#### ① お客様の故意又は過失による故障・損傷

- ・誤った操作、保管、設置による故障や損傷
- ・落下、衝撃、水没などによる故障や損傷
- ・分解、改造、修理（当社又は当社が認めた事業者以外によるもの）による故障や損傷
- ・指定外の消耗品、部品の使用による故障や損傷
- ・その他本約款第6条(1)から(10)に該当する行為に起因する故障や損傷など

②外部要因による故障・損傷

- ・火災、地震、水害、落雷、その他の天災地変による故障や損傷
- ・異常電圧、電源ノイズ、指定外の電源の使用による故障や損傷
- ・接続している機器との相性や不具合に起因する故障 など

③ その他上記①及び②に類するものとして、当社が自然故障には該当しないと判断した故障・損傷

自然故障でない本商品の故障については、有償で修理を行います。

| 対象機器        |           | (1) 電話サポート | (2) 自立運用講習 | (3) ソフトウェアアップデート | (4) 故障修理<br>(部品交換を含む) |
|-------------|-----------|------------|------------|------------------|-----------------------|
| 本商品         |           | ○          | ○          | ○                | ○                     |
| 付<br>属<br>品 | 給湯器       | ○          | ○          | ×                | ○                     |
|             | 給湯器<br>以外 | ○          | ○          | ×                | ×                     |

#### 第4条（使用目的）

お客様は、本商品が、事業者によるシャワーとしての一般的使用（災害等の緊急時において公衆の用に供する場合を含む。以下「本使用目的」という）を目的として設計・製造されているものであることを確認し、本商品を本使用目的の範囲を超えて使用した場合保証の対象外となることを理解の上、承諾します。

#### 第5条（保証の対象外）

以下の(1)～(3)のいずれかに該当する場合には、保証期間内であっても本約款第3条に定める保証及び本サービスは一切適用されず、点検・修理等に要した費用は有償又はお断りする場合があります。

- (1)本約款第6条(1)～(10)に該当する行為が確認された場合
- (2)本約款第3条に定める自然故障に該当しない場合
- (3)消耗品（フィルター等）の交換

#### 第6条（お客様の遵守事項及び禁止事項）

お客様は、本約款第2条の保証期間内であるか否かにかかわらず、本商品及び付属品の使用にあたり、本使用目的、取扱説明書に記載された使用環境及び使用方法を遵守するものとし、かつ以下の(1)～(10)に定める行為を行ってはならないものとします。これらの事項のいずれかに該当する行為が確認された場合、本約款第2条の保証期間中であっても当社は一切の保証を行わず、本サービスの提供を中止することがあります。また、これらの事項のいずれかに該当する行為が確認された場合、

水質の安全性を担保できないため、当社は、消耗品のご提供及び修理（有償もしくは無償を問いません）をお断りする場合があります。

- (1) 当社の許可なく、本商品及び付属品に他の物品を付着させ、本商品の一部を除去、交換、又は改造する等、本商品の引渡し時の現状を変更すること
- (2) 本商品及び給湯器を当社の許可なく分解又は解体すること
- (3) 本商品及び給湯器に搭載されたコンピュータ及びソフトウェアを分解、調査、解析、逆コンパイルする等の行為を行うこと
- (4) 本商品及び付属品を当社が指定しない外部機器に接続すること
- (5) 当社が指定する純正品以外のフィルター等の消耗品を使用すること
- (6) 当社が提供する取扱説明書の「安全上のご注意」を守らない使い方をすること
- (7) その他、当社が提供する取扱説明書の指示に反する使用をすること
- (8) 当社又はお買い上げの販売者に対する所定の手続き（有償であるかどうかを問わず譲渡の場合は当社の事前の書面による承諾、廃棄の場合は事前の連絡）なく、本商品及び給湯器を譲渡又は廃棄（以下、併せて「処分等」といい、詳細は第9条に定めます）を行うこと
- (9) 専用アプリケーション又は専用ウェブサイト及び純正品の購入サイトのユーザーアカウントを第三者に利用させること
- (10) 当社の許可なく、本商品及び給湯器を日本国外に持ち出すこと（海外に所在する第三者に本商品を譲渡する場合を含む）

## 第7条（損害賠償）

1. 当社の責に帰すべき事由により、本サービスの提供又は本約款に定める義務に違反したことによりお客様に損害が生じた場合、当社は、通常損害の範囲内かつ当該本商品及び付属品の購入価格に相当する額を上限として、その損害を賠償します。ただし、お客様が消費者であり、かつ当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではなく、当社は、通常損害及び当社に予見可能であった特別損害の範囲内で賠償責任を負います。
2. 本商品及び付属品の欠陥（製造物責任法第2条第2項に定められたもの）によりお客様又は第三者に損害を与えた場合、当社は製造物責任法に基づきその損害を賠償します。ただし、その賠償の範囲は、当社が加入する製造物責任保険の支払限度額を上限とします。
3. 前項にかかわらず、お客様が消費者である場合には、前項に基づく当社の責任は、当社の軽過失による場合に限り、当社が加入する製造物責任保険の支払限度額を賠償額の上限とします。当社の故意又は重大な過失による場合は、この上限は適用されません。
4. お客様が、事前に当社又はお買い上げの販売者に連絡（譲渡の場合は当社の書面による承諾）なく、本商品及び給湯器を処分等した場合、当社は、実際に本商品及び給湯器を処分等された時点から当社が当該処分等の事実を知った時点までの期間の本商品及び給湯器の通信料及び管理費を、お客様に請求する場合があります。

## 第8条（利用情報の取得及び個人情報の取扱い）

1. 当社は、本商品の品質向上や安全な使用を目的として、本商品に搭載された通信機器を通じて、本商品の稼働状況や利用に関する情報を取得します。お客様は、当社が当該情報を取得し、本条に定める目的の範囲内で利用することを承諾するものとします。
2. 当社が本サービスの提供にあたり、お客様の個人情報を取得した場合、当社は、当該個人情報をプライバシーポリシー（[Privacy Policy | WOTA株式会社 | Water Freedom for Everyone, Everywhere](#)）に従って取り扱うものとします。

## 第9条（処分・譲渡）

1. お客様が本商品及び給湯器を廃棄する際は、事前に当社又はお買い上げの販売者にご連絡ください。なお、廃棄にかかる費用は、原則としてお客様のご負担となります。
2. 交換された使用済みのフィルターのうち、フィルター5及びフィルター6については、お住まいの自治体のルールに従って適切に廃棄するか、専用ケースに入れて指定された返送先へ返送してください。その他のフィルターについては、お住まいの自治体のルールに従って適切に廃棄してください。なお、お客様自身で廃棄される場合、使用済みフィルターの廃棄にかかる費用はお客様のご負担となります。
3. お客様が本商品及び給湯器を第三者へ譲渡（有償であるかどうかを問わず、所有者が変更されるあらゆる場合を含みます）する際は、保証期間内であるか否かを問わず、必ず事前に当社又はお買い上げの販売者に連絡し、当社の書面による承諾を得るものとします。譲渡先のお客様の安全と利便のため、当社がご案内する専用アプリケーション又は専用ウェブサイトのユーザー登録及び消耗品の購入を可能にする手続きが必要となる場合があります。

## 第10条（その他）

1. 準拠法：本約款は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。
2. 合意管轄：本約款に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 約款の改定：当社は必要に応じて本約款を改定できるものとします。改定内容はお客様に直接又は当社ウェブサイトにて告知します。

## 付則

2026年4月1日 制定・施行

2026年8月1日 改定・施行